

「島根県公共工事共通仕様書 特記事項(令和4年度版)」

令和4年10月17日一部改定版

第1条(適用)

この島根県公共工事共通仕様書特記事項は、島根県の実施する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園工事、下水道工事、港湾工事、農業農村整備事業、治山事業、林道事業、漁港・漁場整備事業の工事、その他これらに類する工事の施工に適用し、島根県公共工事共通仕様書に優先するものとする。

第2条(追加仕様事項)

共通仕様書に対する追加仕様事項は下記のとおりとする。なお、この追加仕様事項による様式については、次の島根県ホームページ
https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousho/index.data/tokkijikouyousiki.doc からダウンロードすること。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	1-1-1-1	適用	3	契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、共通仕様書及び共通仕様書特記事項に優先する。
1	1	1	1-1-1-2	用語の定義	7	仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書及び共通仕様書特記事項と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
					25	当初設計額2億円以上(税込)の工事においては、情報共有システムの利用を必須とする。
					37	同等以上の品質とは、共通仕様書特記事項若しくは特記仕様書で指定する品質、又は共通仕様書特記事項若しくは特記仕様書に指定がない場合に監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質、又は監督職員の承諾した品質をいう。 なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
1	1	1	1-1-1-3	設計図書の照査等	2	「設計図書の照査」に関しては、工事内容に応じて次の項目について照査を行うものとする。 なお、「設計図書の照査」の範囲を超える内容については、「島根県公共工事請負契約約款に係る設計・契約変更の手引き(案)」によるものとする。 (1) 施工上の基本条件 ・荷重、支持力、水位、仮締め切り等の条件 ・運搬路、迂回路、水路切廻し、ヤード確保の見通し ・工期を制約する現場条件の有無(用地取得状況、近接構造物、埋設物、支障物件など) ・環境対策の要否 (2) 関連機関との調整 ・河川、道路、鉄道、公安委員会、漁協等との調整状況 ・地元及び地権者との調整状況 ・保安林、埋蔵文化財等の調整状況 (3) 貸与資料 ・地質調査報告書、追加調査の必要性 ・地盤判定に必要な資料 ・測量成果(基準点、水準点、平面、縦断、横断、用地) (4) 地盤条件 ・追加調査の必要性 (5) 地形及び施工条件 ・用地境界 (6) 現地踏査 ・埋設物、支障物件、周辺施設との近接状況等の把握

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項																																																															
1	1	1	1-1-1-3	設計図書の照査等	2	(7)設計図 ・一般図(必要な項目の記載) ・構造図の基本寸法、座標値、高さ関係の照合 ・各設計図の整合 ・使用材料の明記 ・設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか (8)数量計算書 ・数量計算に用いた記号、寸法の図面との一致																																																															
1	1	1	1-1-1-4	施工計画書	1	受注者が、施工計画書に記載しなければならない事項の標準的内容については、下記のとおりとする。 <table><tr><th colspan="2">記載事項</th><th>内容</th></tr><tr><td colspan="2">工事概要</td><td>工事名、道川港名等、工事場所、工期、請負代金額、発注者、工事内容</td></tr><tr><td colspan="2">計画工程表</td><td>曲線式工程表、ネットワーク・バーチャート等で作成</td></tr><tr><td colspan="2">現場組織表</td><td>現場の組織、編成、命令系統、業務分担</td></tr><tr><td colspan="2">指定機械</td><td>設計図書で指定されている機械・監督職員が必要と認めた機械、機種、形式、台数、使用工種等</td></tr><tr><td colspan="2">主要船舶・機械</td><td>設計図書で指定されていない使用機械</td></tr><tr><td colspan="2">主要資材</td><td>指定材料、主要材料、材料試験方法</td></tr><tr><td colspan="2">施工方法</td><td>主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料の保管方法、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示、承諾、協議事項の予定内容</td></tr><tr><td rowspan="4">施 工 管 理</td><td>工程管理</td><td>実施工程の手法・管理方法</td></tr><tr><td>品質管理</td><td>品質管理計画表</td></tr><tr><td>写真管理</td><td>写真管理計画表</td></tr><tr><td>出来形管理</td><td>出来形管理計画表</td></tr><tr><td colspan="2">段階確認</td><td>段階確認計画表、品質証明(社内検査)計画表</td></tr><tr><td colspan="2">安全管理</td><td>安全管理体制、安全対策、安全巡視の実施方法、安全活動方針</td></tr><tr><td colspan="2">安全訓練の活動計画</td><td>安全教育、安全訓練の実施計画</td></tr><tr><td colspan="2">緊急時の体制及び対策</td><td>事故発生時の連絡系統図、対応策、災害発生時の体制、異常気象等の防災対策、事故報告</td></tr><tr><td colspan="2">交通管理</td><td>交通管理、交通処理、過積載防止</td></tr><tr><td colspan="2">環境対策</td><td>大気汚染、水質汚濁、振動・騒音対策</td></tr><tr><td colspan="2">現場作業環境の整備</td><td>現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策</td></tr><tr><td colspan="2">再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</td><td>再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書、建設汚泥再利用計画書、建設廃棄物処理計画書、建設発生木材運搬処理計画</td></tr><tr><td colspan="2">現場環境改善の実施内容</td><td>特記仕様書で「現場環境改善の実施内容」を規定した工事を対象</td></tr><tr><td colspan="2">その他</td><td>契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの、官公庁等の手続き一覧(警察署、労働基準監督署、道路管理者等)、地元への周知</td></tr></table>	記載事項		内容	工事概要		工事名、道川港名等、工事場所、工期、請負代金額、発注者、工事内容	計画工程表		曲線式工程表、ネットワーク・バーチャート等で作成	現場組織表		現場の組織、編成、命令系統、業務分担	指定機械		設計図書で指定されている機械・監督職員が必要と認めた機械、機種、形式、台数、使用工種等	主要船舶・機械		設計図書で指定されていない使用機械	主要資材		指定材料、主要材料、材料試験方法	施工方法		主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料の保管方法、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示、承諾、協議事項の予定内容	施 工 管 理	工程管理	実施工程の手法・管理方法	品質管理	品質管理計画表	写真管理	写真管理計画表	出来形管理	出来形管理計画表	段階確認		段階確認計画表、品質証明(社内検査)計画表	安全管理		安全管理体制、安全対策、安全巡視の実施方法、安全活動方針	安全訓練の活動計画		安全教育、安全訓練の実施計画	緊急時の体制及び対策		事故発生時の連絡系統図、対応策、災害発生時の体制、異常気象等の防災対策、事故報告	交通管理		交通管理、交通処理、過積載防止	環境対策		大気汚染、水質汚濁、振動・騒音対策	現場作業環境の整備		現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法		再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書、建設汚泥再利用計画書、建設廃棄物処理計画書、建設発生木材運搬処理計画	現場環境改善の実施内容		特記仕様書で「現場環境改善の実施内容」を規定した工事を対象	その他		契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの、官公庁等の手続き一覧(警察署、労働基準監督署、道路管理者等)、地元への周知
記載事項		内容																																																																			
工事概要		工事名、道川港名等、工事場所、工期、請負代金額、発注者、工事内容																																																																			
計画工程表		曲線式工程表、ネットワーク・バーチャート等で作成																																																																			
現場組織表		現場の組織、編成、命令系統、業務分担																																																																			
指定機械		設計図書で指定されている機械・監督職員が必要と認めた機械、機種、形式、台数、使用工種等																																																																			
主要船舶・機械		設計図書で指定されていない使用機械																																																																			
主要資材		指定材料、主要材料、材料試験方法																																																																			
施工方法		主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料の保管方法、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示、承諾、協議事項の予定内容																																																																			
施 工 管 理	工程管理	実施工程の手法・管理方法																																																																			
	品質管理	品質管理計画表																																																																			
	写真管理	写真管理計画表																																																																			
	出来形管理	出来形管理計画表																																																																			
段階確認		段階確認計画表、品質証明(社内検査)計画表																																																																			
安全管理		安全管理体制、安全対策、安全巡視の実施方法、安全活動方針																																																																			
安全訓練の活動計画		安全教育、安全訓練の実施計画																																																																			
緊急時の体制及び対策		事故発生時の連絡系統図、対応策、災害発生時の体制、異常気象等の防災対策、事故報告																																																																			
交通管理		交通管理、交通処理、過積載防止																																																																			
環境対策		大気汚染、水質汚濁、振動・騒音対策																																																																			
現場作業環境の整備		現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策																																																																			
再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法		再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書、建設汚泥再利用計画書、建設廃棄物処理計画書、建設発生木材運搬処理計画																																																																			
現場環境改善の実施内容		特記仕様書で「現場環境改善の実施内容」を規定した工事を対象																																																																			
その他		契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの、官公庁等の手続き一覧(警察署、労働基準監督署、道路管理者等)、地元への周知																																																																			

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項																																																																	
					追-1	「担当技術者」及び「登録基幹技能者」の現場配置を行う場合は、下記記載例のとおり施工計画書に記載するものとする。 【担当技術者】 ●担当技術者とは、主任(監理)技術者でない技術者であり、従事した工事における工種、工法・型式(コリンズ登録体系によるもの)の工程の全期間において、主任(監理)技術者の指導監督の下で、施工管理(写真管理、品質管理、出来形管理、工程管理のいずれか)を担当する者とし、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。 ●県工事における担当技術者のコリンズ登録にあたっては、施工計画書(又は変更施工計画書)の現場組織表に「担当技術者名」、担当する「工種、工法・型式」(コリンズ登録体系による)、「職務内容」、「従事期間」を明確に記述し、工事完了時に監督員がその記述どおり当該工事に従事したことを確認した者に限り承認する。 【登録基幹技能者】 ●総合評価方式において申請した登録基幹技能者の配置にあたっては、施工計画書の現場組織表に「登録基幹技能者名」、担当する「工種、工法・型式」、「従事期間」を明確に記述し、工事完了時に監督員がその記述どおり当該工事に従事したことを確認する。 (施工計画書記載例) ○計画工程表 計画工程表は、各種別について作業の初めと終わりがわかるバーチャートで作成する。 [計画工程表記載例] <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th rowspan="2">単 位</th><th rowspan="2">数 量</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th></tr><tr><th>工種</th><th>工法・型式</th><th>10 20</th><th>10 20</th><th>10 20</th><th>10 20</th><th>10 20</th><th>10 20</th></tr><tr><td>コンクリート構造物工事</td><td>カルバート工</td><td>〇〇箇所</td><td>〇〇m</td><td>6/10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>11/20</td></tr><tr><td rowspan="4">塗装工事</td><td>素地調整</td><td>〇〇箇所</td><td>〇〇m²</td><td></td><td>7/10</td><td>8/10</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>下塗</td><td>〇〇箇所</td><td>〇〇m²</td><td></td><td></td><td>8/10</td><td>9/10</td><td></td><td></td></tr><tr><td>中塗</td><td>〇〇箇所</td><td>〇〇m²</td><td></td><td></td><td></td><td>9/10</td><td>10/10</td><td></td></tr><tr><td>上塗</td><td>〇〇箇所</td><td>〇〇m²</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>10/10</td><td>11/10</td></tr></table> ※工種、工法・型式(コリンズ登録体系)については、下記アドレスを参照 https://cthp.jacic.or.jp/jacic/doc/cor_kouhou_list_all.pdf	項 目		単 位	数 量	6月	7月	8月	9月	10月	11月	工種	工法・型式	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	コンクリート構造物工事	カルバート工	〇〇箇所	〇〇m	6/10					11/20	塗装工事	素地調整	〇〇箇所	〇〇m ²		7/10	8/10				下塗	〇〇箇所	〇〇m ²			8/10	9/10			中塗	〇〇箇所	〇〇m ²				9/10	10/10		上塗	〇〇箇所	〇〇m ²					10/10	11/10
項 目		単 位	数 量	6月	7月	8月	9月	10月			11月																																																												
工種	工法・型式			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20																																																														
コンクリート構造物工事	カルバート工	〇〇箇所	〇〇m	6/10					11/20																																																														
塗装工事	素地調整	〇〇箇所	〇〇m ²		7/10	8/10																																																																	
	下塗	〇〇箇所	〇〇m ²			8/10	9/10																																																																
	中塗	〇〇箇所	〇〇m ²				9/10	10/10																																																															
	上塗	〇〇箇所	〇〇m ²					10/10	11/10																																																														

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
		</				

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	1-1-1-9	工事の下請負	1	受注者は、下請負人については県内業者（県内に主たる営業所を有する者）を使用するものとする。 ただし、当該発注工事場所を管轄する県土整備事務所（局）長と前年度の冬期の除雪業務に関して契約を締結した準県内業者については、県内業者と見なすことができるものとする。 なお、適切に施工できる県内業者がいない特殊な工事や得ず県外業者と下請負契約する場合は、その理由の詳細を書面（様式－1）で提出のうえ監督職員の確認を受けなければならない。 注）準県内業者を県内業者と見なす場合には、前年度の冬期の除雪業務に関する契約書の写しを添付すること。
1	1	1	1-1-1-12	調査・試験に対する協力	7	「島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領」第4条に基づく低入札価格調査制度における調査基準価格を下回る価格で請負する工事については、受注者は「島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領」第16条に基づき、次の事項を義務付けることとする。 (1) 受注者は、「島根県工事コスト調査実施要領」に基づき、下請負人の協力を得て必要書類の作成を行い、竣工後の発注者の指定する期日（概ね2ヶ月以内）までに発注者に提出しなければならない。 なお、調査票等については、次の島根県ホームページ https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido_doboku/teinyusatu-tyosa.html からダウンロードすること。 (2) 受注者は、「島根県工事コスト調査実施要領」に基づき提出された資料内容について、発注者からヒアリングを求められた場合、ヒアリング調査に応じなければならない。この場合において、受注者は下請負人についてもヒアリングに参加させるものとする。 (3) 受注者は、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（案）」及び「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領（案）」の定めるところにより、コンクリート構造物の強度測定及びかぶり測定を実施し、その結果を発注者に報告しなければならない。 (4) 受注者は、請負契約約款第45条に規定する瑕疵担保期間中、「低入札価格工事に係る瑕疵担保期間中の現場調査及び報告要領」の定めるところにより、年1回現場調査を行い、発注者に報告を行わなければならない。
1	1	1	1-1-1-17	工事現場発生品	追-1	現場発生品調書は、現場発生品が有価物である場合のみ提出すること。
1	1	1	1-1-1-18	建設副産物	4,5,6,7	受注者は、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無に関わらず、請負金額100万円以上の場合は、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」（（一財）日本建設情報総合センター）に、当該工事に関する必要な情報を登録するとともに、同システムにより「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、工事完了後速やかに、同システムにより「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し監督職員に提出すること。 なお、同システムを使用し難い場合には、監督職員と協議すること。
1	1	1	1-1-1-18	建設副産物	追-1	島根県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税（島根県産業廃棄物減量税）が課税されるので適正に処理しなければならない。
					追-2	1. 舗装版の切断作業を行う場合、作業時に発生する排水または粉塵については、水質汚濁の防止等のため回収を義務づける場合を除き、回収に努めるものとする。 なお、排水または粉塵を回収し現場外へ搬出し処理する際には、適正な処理を行う必要があるため、排水は産業廃棄物の「汚泥」として、粉塵は産業廃棄物の「がれき類」として処理施設へ処理しなければならない。 2. 舗装版切断時に発生する排水または粉塵を回収する場合、「建設廃棄物処理計画書」（様式－2）を作成し、施工計画書に添付しなければならない。 なお、排水または粉塵を回収した場合の処理費用については、当初計上していない場合、監督職員との協議の上、設計変更で見込むものとする。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	1-1-1-23	施工管理	8	デジタル工事写真の黒板情報電子化について デジタル工事写真の黒板情報電子化(以下、「電子黒板」という。)は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 受注者は、電子黒板を使用する場合、監督職員の承諾を得なければならない。なお、承諾にあたっては、以下の導入要件を満足するものでなければならない。 【導入要件】 ・電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)は、受注者が選定し自らの負担で調達する。 ・導入できる使用機器は、写真管理基準「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものとし、下記URL記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照とする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものでない。 URL「https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」 ・電子黒板を用いた写真(以下、「電子黒板写真」という。)の電子納品については、JACICが提供しているチェックシステム(信憑性チェックツール)等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提示するものとする。 ・その他、国土交通省大臣官房技術調査課通達の「デジタル工事写真の黒板情報電子化について(平成29年1月30日付け、国技建管第10号)」の運用に準ずる。
1	1	1	1-1-1-26	工事中の安全確保	8	受注者は、当該工事の内容に応じた安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。この研修・訓練等に割当てる時間は、月当たり1回で半日以上、又は、月当たり数回に分けて実施する場合はその合計時間が4時間以上であること。
					11	受注者は、施工中の工事に関し労働基準監督署等から指導票や是正勧告書等が交付された場合は、速やかに発注者に報告するものとする。また、交付された指導票や是正勧告書等に対する改善が終わった場合にも、発注者に報告するものとする。
					追-1	受注者は、土石流または「冬期間における土石流、融雪出水、雪崩、土砂崩れ等(以下『雪崩等』という。)」の到達するおそれのある現場においては、下記の事項に留意するものとする。 (1) 工事の施工に当たり、十分な資料収集を行い、工事内容を踏まえた安全対策を検討しなければならない。 (2) 安全対策費が別途必要となる場合は、監督職員と協議しなければならない。 (3) 安全対策に資する資料及び安全対策費(安全費)に関しては、「土石流の到達するおそれのある現場での工事に関する特記仕様書」によるものとする。 (4) 雪崩等の危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させなければならない。 (5) 雪崩等の危険が相当期間続くと予想され、工事の継続が困難と判断した場合は、一時中止、工期延期、追加防災対策等を協議しなければならない。 (6) 工事完成届けを発注者に通知してから工事目的物の引き渡しをするまでの間に雪崩等への対応が必要と判断した場合は、島根県公共工事請負契約約款第55条に基づき協議しなければならない。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	1-1-1-26	工事中の安全確保	追-2	建設工事における地下埋設物等の破損事故防止対策 受注者は、建設作業による上水道・下水道管、ガス管、電気・通信用ケーブルなどの地下埋設物や電気・通信用架空線等(以下「地下埋設物等」という。)の破損事故を防止するため、「土木工事安全施工技術基準(第3章)」「建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編(第5章)」によるほか、以下に留意するものとする。 1. 事前確認および施工計画上の留意点 (1)地下埋設物等の把握と破損事故防止対策の計画 受注者は、地下埋設物等の事前確認を実施しなければならない。 事前確認とは、受注者において工事履行場所およびその隣接場所等における地下埋設物等の有無とその位置を現地確認することをいう。 これにより、破損事故防止対策を必要とする地下埋設物等があった場合には、(島根県公共工事共通仕様書)1-1-4施工計画書作成の際、(10)安全管理に、地下埋設物等の破損事故を防止するための対策について記載しなければならない。【変更施工計画書への記載も可とする。】 (2) 地下埋設物等の管理者との協議 受注者は、事前確認または地下埋設物等への近接施工を行なおうとする場合には、地下埋設物等の管理者へ事前に施工時期等について連絡するとともに、協議を行ない必要な防護対策等の安全処置を定めなければならない。 (3)地下埋設物の現地確認時の留意点 受注者は、地下埋設物の現地確認を行う場合には、次のことを行わなければならない。 [1] 調査箇所及び調査方法について、監督職員と協議すること。 [2] 埋設位置・深さ等を確認するため、地下埋設物の管理者に立会を求めること。 [3] 試掘調査は、原則人力施工とし機械施工を行わないこと。 [4] 試掘調査等の結果は、監督職員へ報告すること。また、その結果により、施工方法等に変更が生じる場合には、設計図書に関して監督職員と協議すること。 2. 施工上の留意点 (1) 監視員の配置 受注者は、地下埋設物等との近接施工の際には、破損事故防止のため必要に応じて監視員等を配置すること。 (2) 安全教育の実施 受注者は、防護対策等の状況を日々点検し、作業員等への安全教育指導を徹底すること。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項																												
1	1	1	1-1-1-30	環境対策	8	騒音規制法第3条の規定に基づき定められた地域において使用する建設機械については、国土交通省が定めた「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された建設機械を用いるものとする。 なお、規制地域を表示した図面は、関係市役所に備え置いてある。 注)現在、町村の区域については指定された規制区域はなし。																												
					追-1	受注者は、河川工事等により流水の汚濁が予想される場合は、水質汚濁防止法を遵守し、汚濁の量、期間が最小限となるよう努めなければならない。																												
					追-2	下記に示す工種については、六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。 なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領(案)によるものとする。																												
						<table><tr><th>工種</th><th>種別</th><th>細別</th><th>工法概要</th></tr><tr><td rowspan="5">地盤改良工</td><td rowspan="3">固結工</td><td>粉体噴射攪拌</td><td rowspan="3"><深層混合処理工法>地表からかなりの深さまでの区間をセメント及びセメント系固化材と原地盤土とを強制的に攪拌混合し、強固な地盤改良を形成する工法</td></tr><tr><td>高圧噴射攪拌</td></tr><tr><td>スラリー攪拌</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>薬液注入</td><td>地盤中に薬液(セメント系)を注入して透水性の減少や原地盤強度を増大させる工法</td></tr><tr><td>表層安定処理工</td><td>安定処理</td><td><表層混合処理工法>セメント及びセメント系固化材を混入し、地盤強度を改良する工法</td></tr><tr><td></td><td>路床安定処理工</td><td>路床安定処理</td><td>路床土にセメント及びセメント系固化材を混合して路床の支持力を改善する工法</td></tr><tr><td>舗装工</td><td>舗装工各種</td><td>下層路盤 上層路盤</td><td><セメント安定処理工法>現地発生材、地域産材料またはこれらに補足材を加えたものを骨材とし、これにセメント及びセメント系固化材を添加して処理する工法</td></tr><tr><td>仮設工</td><td>地中連続壁工 (柱列式)</td><td>柱列杭</td><td>地中に連続した壁面等を構築し、止水壁及び土留擁壁とする工法のうち、ソイルセメント柱列壁等のように原地盤土と強制的に混合して施工されるものを対象とし、場所打ちコンクリート壁は対象外とする</td></tr></table>	工種	種別	細別	工法概要	地盤改良工	固結工	粉体噴射攪拌	<深層混合処理工法>地表からかなりの深さまでの区間をセメント及びセメント系固化材と原地盤土とを強制的に攪拌混合し、強固な地盤改良を形成する工法	高圧噴射攪拌	スラリー攪拌		薬液注入	地盤中に薬液(セメント系)を注入して透水性の減少や原地盤強度を増大させる工法	表層安定処理工	安定処理	<表層混合処理工法>セメント及びセメント系固化材を混入し、地盤強度を改良する工法		路床安定処理工	路床安定処理	路床土にセメント及びセメント系固化材を混合して路床の支持力を改善する工法	舗装工	舗装工各種	下層路盤 上層路盤	<セメント安定処理工法>現地発生材、地域産材料またはこれらに補足材を加えたものを骨材とし、これにセメント及びセメント系固化材を添加して処理する工法	仮設工	地中連続壁工 (柱列式)	柱列杭	地中に連続した壁面等を構築し、止水壁及び土留擁壁とする工法のうち、ソイルセメント柱列壁等のように原地盤土と強制的に混合して施工されるものを対象とし、場所打ちコンクリート壁は対象外とする
工種	種別	細別	工法概要																															
地盤改良工	固結工	粉体噴射攪拌	<深層混合処理工法>地表からかなりの深さまでの区間をセメント及びセメント系固化材と原地盤土とを強制的に攪拌混合し、強固な地盤改良を形成する工法																															
		高圧噴射攪拌																																
		スラリー攪拌																																
		薬液注入	地盤中に薬液(セメント系)を注入して透水性の減少や原地盤強度を増大させる工法																															
		表層安定処理工	安定処理	<表層混合処理工法>セメント及びセメント系固化材を混入し、地盤強度を改良する工法																														
	路床安定処理工	路床安定処理	路床土にセメント及びセメント系固化材を混合して路床の支持力を改善する工法																															
舗装工	舗装工各種	下層路盤 上層路盤	<セメント安定処理工法>現地発生材、地域産材料またはこれらに補足材を加えたものを骨材とし、これにセメント及びセメント系固化材を添加して処理する工法																															
仮設工	地中連続壁工 (柱列式)	柱列杭	地中に連続した壁面等を構築し、止水壁及び土留擁壁とする工法のうち、ソイルセメント柱列壁等のように原地盤土と強制的に混合して施工されるものを対象とし、場所打ちコンクリート壁は対象外とする																															
						<備 考> 1. 土砂にセメント及びセメント系固化材を混合した改良土を用いて施工する、盛土、埋戻、土地造成工法についても対象とする。 2. 石灰パイル工法、薬液注入工法(水ガラス系・高分子系)、凍結工法、敷設材工法、表層排水工法、サンドマット工法、置換工法、石灰安定処理工法は対象外とする。																												

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	1-1-1-32	交通安全管理	3	「道路工事等保安施設記録簿」(島根県公共工事共通仕様書様式第65号)は、監督職員の承諾を得て他の様式に変更することができる。
					追加	警備業者との委託契約ができない場合で、やむを得ず自社従業員による交通誘導を行う場合は、以下によること。 1. 自社従業員※による交通誘導を行う場合の条件 (1) 交通誘導を行う箇所が、公安委員会告示により認定された路線以外の箇所(交通誘導警備員Aの配置を要しない箇所)であること。 (2) 交通誘導を行う自社従業員は、警備業法第14条で規定する以外の者であること。 (3) 交通誘導業務に従事する時間内は、専任により当該業務に従事すること。 (4) 交通誘導を行う自社従業員は、反射チョッキや交通腕章等を着用することにより、他者が交通誘導員として認識できるようにすること。 ※自社従業員…受注者(元請け)の従業員。下請けの従業員は該当しない。 2. 警備業者との委託契約ができないことを証明する書類の提示 自社従業員による交通誘導を行おうとする場合は、監督職員と協議し、3社以上の警備業者との委託契約ができないことを証明する書類を提示すること。 なお、島後地区(隠岐の島町)においては1社以上とし、島前地区(海士町、西ノ島町、知夫村)においては不要とする。 3. 交通誘導員の配置計画の提出 (1) 交通誘導業務の着手前に交通誘導員の配置計画を提出すること。 (2) 配置計画に変更が生じた場合は、変更理由を付して変更の配置計画を提出すること。 (3) 受注者が「交通誘導に起因し第三者に与えた損害」について補償ができる保険に加入しているか、その有無を配置計画に記載すること。 4. 実績の報告 交通誘導業務に従事した日時(時間帯)及び配置場所を記載した日報^(※1)、及び交通誘導業務に従事した状況を確認できる写真^(※2)を提出すること。 ※1…主任技術者(主任技術者の専任を要しない工事は現場代理人)の確認印を押印したもの ※2…配置状況を確認できる1日1枚以上の写真 5. その他 交通誘導の作業が連動する(分離不可の作業)一連の区間内において、自社従業員と警備業者との混在による交通誘導は、労働者派遣法に違反するので、行ってはならない。 図のように自社従業員と警備業者との混在による交通誘導は不可

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	1-1-1-35	官公庁等への手続等	追加	内水面漁業協同組合と工事内容の確認等が必要な場合は下記による。 1. 受注者は、工事着手前に漁業組合長等と様式－3により工事内容の確認を行わなければならない。 2. 受注者は、前項において説明・現地確認を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。 3. 受注者は、第1項又は第2項の確認をしたときには、組合長より回答書を得なければならない。 4. 受注者は、第1項又は第2項の確認がなされたときには、その旨監督職員に報告しなければならない。 5. 受注者は、第1項又は第2項の確認が不調に終わったときには、その旨監督職員に報告し、指示を受けなければならない。 6. 受注者は、工事が完了したときには、様式－4により工事完了届けを組合長に提出しなければならない。
1	1	1	1-1-1-37	工事測量	1	測量結果については、設計図書、貸与資料等と差違がない場合は提出の必要はない。
					追加	刈払いを行う場合は、切り口を低くし、かつ、平滑になるようにして作業の安全を確保すること。
1	1	1	1-1-1-42	公共工事等における新技術活用の促進	追-1	1. 受注者は当該工事における、「しまね・ハツ・建設ブランド」対象技術の適用について検討を行うこと。 なお、「しまね・ハツ・建設ブランド」対象技術の情報は以下に掲載している。 https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shimane_hatsu/hayami_hyo.html 2. 検討の結果、「しまね・ハツ・建設ブランド」対象技術を使用することが有用と思われる場合は、監督職員と協議すること。 なお、「しまね・ハツ・建設ブランド」対象技術を使用した場合、工事成績評定の加点対象とする。
					追-2	「しまね・ハツ・建設ブランド」における「実証フィールド工事対象技術」を使用する場合は、フィールド工事報告書の施工者欄に検証項目に対する評価等を記入し、発注者へ提出すること。
1	1	1	1-1-1-45	県内産資材の使用	追-1	生コンクリート類、アスファルト混合物類、砕石類、コンクリート二次製品資材については適切な品質が確保できない場合を除き、県内産を使用するものとする。これ以外の資材についても原則として県内産を使用するものとする。
					追-2	県内で生産されていない資材を使用する場合は、原則として県内の取扱業者から購入した資材を使用するものとする。
					追-3	受注者は、「島根県公共工事共通仕様書」の参考様式『施工計画書 主要資材一覧表』に、使用資材全てについて製造会社（販売会社）の所在地等を記入のうえ施工計画書に添付しなければならない。また、やむを得ず県内産資材を使用できない場合は、その理由の詳細を書面（様式－1）で提出のうえ監督職員の確認を受けなければならない。
1	1		追加	主任技術者		受注者が施工途中の主任技術者及び監理技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1		追加	監督体制の強化等		「島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領」第4条に基づく低入札価格調査制度における調査基準価格を下回る価格で請負する工事については、受注者は「島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領」第15条に基づき発注者が行う「監督体制の強化等」として下記措置に応じるものとする。 (1) 施工体制台帳の内容聴取 (2) 施工計画書の内容の聴取 (3) 重点的な監督業務の実施 (4) 労働安全部局との連携 (5) 中間検査の実施 (6) 下請業者への適正な支払確認等のための立入検査
1	1		追加	別に配置を求める技術者		1. 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査対象工事となる場合については、落札者に県又は国土交通省中国地方整備局発注の工事において前年度中に完成した工事があり、当該工事において、75点未満の工事成績評定を通知された者であるときは、配置予定技術者のほか同等の要件を満たす技術者を1名現場に専任(当該工事の現場代理人、他の工事との兼務は認めない。)で配置(落札者が特別共同企業体の場合は、代表者に対してのみ求めるものとする。)し工事品質の確保を図るものとする。なお、増員する技術者は、引き続き3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。 2. 現場専任での技術者配置を要しない低入札価格調査対象工事についても、前項規定を準用するものとする。
1	1		追加	主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について		1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定めるものとする。 2. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「竣工検査済証」等における日付)とする。
1	1		追加	ダンプトラック運搬やガードマン等の契約について		1. ダンプトラックによる土砂運搬、建設機械の運搬、及びガードマン派遣等の建設工事の下請契約に該当しない委託契約にあたっては、原則、受注者は島根県内に本店、支店又は営業所等を有し県内雇用を行っている企業との契約の優先に努めるものとする。 2. 前項に係る委託契約を行った場合における施工体制台帳、施工体系図への記載は、ガードマン派遣等の警備会社のみとする。
1	1		追加	貴重動植物への配慮		受注者は、工事施工箇所が「改訂しまねレッドデータブック」に記載のある貴重種の存在が確認されている、若しくは文献等により貴重種の存在の可能性がある場合は、施工計画立案にあたり事前に監督職員と打ち合わせ又は指示を受けなければならない。
1	1		追加	公共工事に伴う石綿の飛散防止の徹底について		受注者は、石綿(アスベスト)関連法等に基づき、解体、撤去、切断等の工事を行う場合、工事着手に先立ち、工事対象物(建築物及び工作物)に石綿が含まれているかの調査(事前調査)を実施し、その結果を発注者に報告しなければならない。ただし、国による調査等で使用されていないことが確認されている施設の場合を除く。 なお、解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を受注者が実施する場合の費用については、監督職員と協議の上、設計変更で計上するものとする。 また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。
1	1		追加	県産木材利用の推進について		受注者は、「島根県木材利用率先計画」(平成31年4月島根県策定)に基づき公共工事での県産木材の着実な使用を確保するため、本工事で整備する土木構造物(仮設構造物含む)において積極的に県産木材を使用するよう努めるものとする。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1		追加	工事完了時における安全確認について	【農業農村】	工事完了時に施工区域の状況を確認し、第三者に対しての安全対策が必要と判断される箇所を図面に明示した上で、引渡書に添付して提出するものとする。
1	1		追加	過積載防止対策		1. 積載重量制限を超えて土砂等、鋼材、資材及び建設機械を積み込まず、また積み込ませてはならない。 2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませてはならない。 3. 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにしなければならない。 4. 取引関係のあるダンプカー事業者等が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じなければならない。 5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにしなければならない。 6. 鋼材、資材及び建設機械の運搬にあたり、車両制限令における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。 7. 監督職員が行う過積載に関する現場点検や、写真及び帳簿等の記録書類の確認等の調査に協力しなければならない。 8. 以上のことについて、対応策を施工計画書に記載するとともに、下請業者にも十分指導しなければならない。
1	1		追加	技術提案		総合評価方式による入札の場合、「評価する」とされた技術提案については、施工計画書に反映させること。また、竣工時には実施報告書を提出すること。
1	1		追加	1日未満で完了する作業の積算について		1. 建設工事積算基準第Ⅰ編「総則」第12章「1日未満で完了する作業の積算」(以下、「当該基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。 2. 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、当該基準の適用について協議の発議を行うことができる。 3. 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、当該基準は適用しない。 4. 受注者は、協議に当って、当該基準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料(日報、実際の費用が分かる資料等)を監督職員に提出すること。実際の費用が分かる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、当該基準は適用しない。 5. 維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、同積算基準第Ⅰ編第8章「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、当該基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、当該基準を適用しない。 6. 同積算基準第Ⅰ編第11章「施工箇所が点在する工事の積算」を適用して積算する場合、当該基準「3. 判定方法(3)判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、各地区とする。
1	1		追加	熱中症対策に係る現場管理費補正について		1. 土木部(建築住宅課を除く)及び農林水産部が所管する建設工事のうち、以下の工事を対象とする。 (1)主たる工種が屋外作業である工事 (2)道路、河川等の維持管理業務委託 (3)ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除く。 2. 受注者は、本補正の実施を希望する場合、契約後の施工計画書の提出時、「(18)その他」に本補正の実施希望の有無、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、提出するものとする。 3. 受注者は、施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出するものとする。 4. 建設工事積算基準第Ⅰ編「総則」第11章「施工箇所が点在する工事の積算」を適用して積算する場合、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項												
1	1		追加	建設機械賃料の積算について		1. 受注者は、以下に示す機械賃料について、発注者の積算単価(賃貸期間が1ヵ月以上となる場合の長期割引率を適用した単価)と乖離があった場合に、単価の変更について協議の発議を行うことができる。 ・トラッククレーン ・ラフテレーンクレーン 2. 受注者は、協議に当って、賃料単価が乖離していることを示す根拠資料(工程表、実際の費用が分かる資料)を監督職員に提出すること。 3. 工程表により、対象機械が1ヵ月未満の短期利用となることが確認できない場合は、設計変更の対象としない。 4. 実際の費用が分かる資料(見積書、契約書、請求書等)により、発注者の積算単価との乖離が確認できない場合は、設計変更の対象としない。												
1	1		追加	法令・施設台帳等の作成	【土木】 【港湾】	受注者は、下記に示す公共土木施設については、以下のURLに掲載する「島根県公共土木施設維持管理システム法令・施設台帳等作成マニュアル【受注者用】(島根県土木部)」(以下「法令・施設台帳等作成マニュアル」という。)により法令・施設台帳等(以下「台帳」という。)を作成するものとする。 URL「https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/rokyuka/manual.html」 1. 対象施設 <table><tr><th>分野</th><th>施設種別</th></tr><tr><td>道路</td><td>橋梁、トンネル、法面、舗装、附属物(標識等)、シェッド、大型カルバート等</td></tr><tr><td>河川・海岸</td><td>水門、樋門、陸閘門、排水機場、護岸、河川情報管理施設、ダム施設等</td></tr><tr><td>港湾</td><td>港湾施設(外郭施設、係留施設、臨港交通施設等)</td></tr><tr><td>砂防</td><td>砂防施設、地すべり施設、急傾斜施設、雪崩施設等</td></tr><tr><td>都市公園</td><td>公園施設(土木施設、遊具、建物、設備等)</td></tr></table> 2. 台帳作成 (1)受注者は、1に規定した分野の工事について台帳作成の対象となる施設を監督職員に事前に確認しなければならない。 (2)台帳は、新設または改良(修繕)した施設に対して、施設ごとに作成する。 (3)台帳の作成種別は、工事の内容により、新規・更新(修正)の2種類になる。 (4)台帳は、工事完成図書電子納品の一部分として作成する。	分野	施設種別	道路	橋梁、トンネル、法面、舗装、附属物(標識等)、シェッド、大型カルバート等	河川・海岸	水門、樋門、陸閘門、排水機場、護岸、河川情報管理施設、ダム施設等	港湾	港湾施設(外郭施設、係留施設、臨港交通施設等)	砂防	砂防施設、地すべり施設、急傾斜施設、雪崩施設等	都市公園	公園施設(土木施設、遊具、建物、設備等)
分野	施設種別																	
道路	橋梁、トンネル、法面、舗装、附属物(標識等)、シェッド、大型カルバート等																	
河川・海岸	水門、樋門、陸閘門、排水機場、護岸、河川情報管理施設、ダム施設等																	
港湾	港湾施設(外郭施設、係留施設、臨港交通施設等)																	
砂防	砂防施設、地すべり施設、急傾斜施設、雪崩施設等																	
都市公園	公園施設(土木施設、遊具、建物、設備等)																	
1	1		追加	法定外の労災保険の付保		受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。 については、工事請負契約書第53条(火災保険等)に基づき、法定外の労災保険への付保の状況を確認するため、その証券又はこれに代わるものを提示すること。 但し、「機械設備工事」及び単価適用日が令和2年9月30日以前の農林水産部(農村整備課、農地整備課)が所管する建設工事を除く。 ※「機械設備工事」とは、建設工事積算基準 第IV編 機械設備及び第13編 農業農村整備 第16章 施設機械及び電気通信設備(電気通信設備は除く)により工事費の積算を行うものをいう。												

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1		追加	アンケート調査		受注者は、竣工検査までにアンケート調査に回答すること。回答方法については、しまね電子申請サービスによることとし、【申込完了】画面の写しを監督職員に提出すること。 ・インターネット側PC用直接リンクURL https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=7399 ・スマートフォン用2次元バーコード 
(参考) 要領等の掲載ホームページ ・島根県公共工事請負契約約款に係る設計・契約変更の手引き(案) https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sekisan/sekisan.data/sekkeikeiyakutebiki.pdf ・島根県建設工事 総合評価方式 運用手引き https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/youkou.html ・島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領 https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/teinyusatu-tyosa.data/teinyusatu_jisshiyouryou.pdf ・島根県工事コスト調査実施要領 https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/teinyusatu-tyosa.data/130401kosutotyousayouryou.pdf ・微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案) https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/teinyusatu-tyosa.data/bihakaiksikenH20_3_5.pdf ・非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領(案) https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/teinyusatu-tyosa.data/kaburisokuteiH20_3_5_.pdf ・低入札価格工事に係る瑕疵担保期間中の現場調査及び報告要領 https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/teinyusatu-tyosa.data/kasitanpo_genbatyosa.pdf ・セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領(案) https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousho/index.data/rokka-chromium.pdf ・改訂しまねレッドデータブック https://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/rdb/rdb2/index.html ・島根県木材利用率先計画(H31.4D) https://www1.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/mokuzai/koukyoukentikubututoumokusazairiyousokushin.data/31sossenkeikaku.pdf						

【第1編 共通編 第3章 無筋、鉄筋コンクリート 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項																																
1	3	3	1-3-3-3	一般事項	追加	レディーミクストコンクリートの配合については下記のとおりとする。 なお、図面又は工事数量総括表に別途配合の記載がある場合については、そちらを優先するものとする。 また、下記の使用区分の製品で、水セメント比が満足しない場合は、配合のうち呼び強度以外の項目が満足する製品を設計図書に関して監督職員に承諾を受けて使用することができる。 <table><tr><th>粗骨材の 最大粒径 mm</th><th>スランプ cm</th><th>呼び強度 N/mm²</th><th>単位 セメント量 kg以上</th><th>水セメント比 %以下</th><th>空気量 %</th><th>セメントの 種類</th><th>摘要</th></tr><tr><td>40</td><td>8</td><td>18</td><td>－</td><td>60</td><td>4.5±1.5</td><td>高炉B</td><td>無筋構造物</td></tr><tr><td>20 又は25</td><td>12</td><td>24</td><td>－</td><td>55</td><td>4.5±1.5</td><td>高炉B</td><td>鉄筋構造物</td></tr><tr><td>20 又は25</td><td>18</td><td>30</td><td>350</td><td>55</td><td>4.5±1.5</td><td>高炉B</td><td>場所打杭 (深礎杭を除く)</td></tr></table>	粗骨材の 最大粒径 mm	スランプ cm	呼び強度 N/mm ²	単位 セメント量 kg以上	水セメント比 %以下	空気量 %	セメントの 種類	摘要	40	8	18	－	60	4.5±1.5	高炉B	無筋構造物	20 又は25	12	24	－	55	4.5±1.5	高炉B	鉄筋構造物	20 又は25	18	30	350	55	4.5±1.5	高炉B	場所打杭 (深礎杭を除く)
粗骨材の 最大粒径 mm	スランプ cm	呼び強度 N/mm ²	単位 セメント量 kg以上	水セメント比 %以下	空気量 %	セメントの 種類	摘要																															
40	8	18	－	60	4.5±1.5	高炉B	無筋構造物																															
20 又は25	12	24	－	55	4.5±1.5	高炉B	鉄筋構造物																															
20 又は25	18	30	350	55	4.5±1.5	高炉B	場所打杭 (深礎杭を除く)																															
1	3		追加	土木コンクリート構造物の品質確保について		重要なコンクリート構造物の適切な施工を確認するため、コンクリート構造物の施工完了後に、テストハンマーによる材齢28日強度の推定調査並びにひび割れ発生状況調査を行わなければならない。なお、本調査の対象工種は以下とするが、ひび割れ発生状況調査におけるひび割れ評価については、監督職員の指示を受けなければならない。 ア 高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く) イ 内空断面が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類(ただし、プレキャスト製品は除く) ウ 橋梁下部工・上部工(ただし、PC橋は除く) エ トンネル オ 高さが3m以上の堰・水門・樋門 カ 鉄筋コンクリートケーソン、セルラーストック類 キ 止水性、防水性が重要である鉄筋・無筋コンクリート構造物(事例:地下構造物、貯水構造物等) なお、調査の頻度、測定方法等については、次の島根県ホームページ (https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/hin/) 掲載の運用(「コンクリート構造物の品質確保について」及び「様式」)により適切に行わなければならない。																																

【第2編 材料編 第2章 土木工事材料 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項				
2	2	13	追加	視覚障害誘導用ブロック		視覚障害誘導用ブロックについては、JIS T9251「視覚障害者ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列」に適合した製品を使用すること。 また、材質については、十分な強度を有し、濡れても滑りにくく、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものとする。なお、滑り抵抗に関する規格値は、以下のとおりとする。 <table><tr><td>項目</td><td>規格値</td></tr><tr><td>滑り抵抗値(BPN値:湿潤状態)</td><td>40以上</td></tr></table>	項目	規格値	滑り抵抗値(BPN値:湿潤状態)	40以上
項目	規格値									
滑り抵抗値(BPN値:湿潤状態)	40以上									

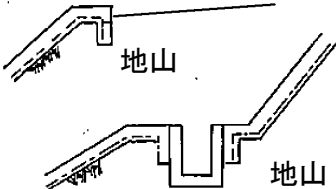
【第3編 土木工事共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
3	1		追加	履歴板の設置 【土木】		島根県公共工事共通仕様書に特段の定めがある場合を除き下記の構造物を施工する場合は、履歴板を設置するものとする。なお、履歴板の設置位置、仕様等は監督職員の指示によること。 ・擁壁工(直高2.0m以上、護岸工含む) ・法枠工(護岸工含む) ・自立式矢板護岸工 ・コンクリート(モルタル)吹付工 ・カルバート工(内径1.5m以上、プレキャスト含む) ・ロックシェッド工 ・スノーシェッド工 ・集水井 ・橋梁上部工、下部工 ・トンネル ・高さ3m以上の堰、水門、樋門 ただし、「島根県公共工事共通仕様書に特段の定めがある場合」であっても、現場打ちコンクリート構造物については、品質確保の観点から「コンクリート強度、水セメント比」を明確にするため、履歴板を設置するものとする。
3	1		追加	境界杭等の設置 【土木】		1. 受注者は用地実測図等示された位置に境界杭等を設置する場合は、境界杭等を設置するために必要な境界杭等座標計算書等関係図書(以下「関係図書」という)について、発注者から貸与を受ける 2. 受注者は境界杭等を設置するときには、用地計画図及び関係図書に基づき境界杭等の位置を確認して、監督職員の指示を受け次の区分により設置するものとする。 (1) 工事の施工に直接支障とならない区域については工事着手前 (2) 工事の施工に支障となると判断される区域については工事完了時 3. 受注者は境界杭等の設置を行ったときには、別に示す境界杭等出来形管理表を作成し、写真を添付して成果品として提出するものとする。 4. 受注者は既に設置されている境界杭等は移動させないように努め、移動させる必要があるときは、監督職員の立会のもとに控え杭等を設け移動し、工事完了後測量を行い復元するものとする。 5. 境界杭等は原則としてコンクリート製の境界杭とするが、境界杭の設置が困難な場合には監督職員と協議し、境界鋸を設置するものとする。

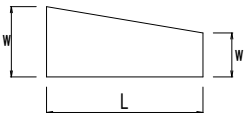
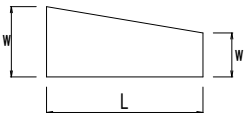
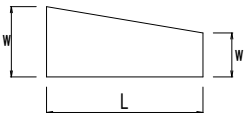
【第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項						
3	2	3	3-2-3-9	区画線工	追加	区画線の施工は、下表によるものとする。						
						トラフィックペイント		施工厚	塗布量(100㎡当たり標準量)		備考	
						種別	規格	(標準)	トラフィックペイント	ガラスビーズ		
						溶融用	JIS K5665 3種1号	1.5mm	380kg	17kg	ロス含んだ量	
						加熱用	JIS K5665 2種		47L	39kg		
						常温用	JIS K5665 1種		33L	26kg		
3	2	3	3-2-3-25	銘板工	追加	銘板への技術者名の記載については、設計・施工会社等の希望があり、本人の了解が得られた技術者のみとする。						
3	2	6	3-2-6-3	アスファルト舗装の材料	2	アスファルト混合物の事前審査制度の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定証(認定証、混合物総括表)の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは、省略できるものとする。 この場合「品質管理基準」は以下のとおりとする。						
						工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	備考
						ア ス フ ア ル ト 舗 装	材料	必須	「土木工事施工管理基準」の全項目	「土木工事施工管理基準」による	事前審査	認定書の提出
								その他	「土木工事施工管理基準」の全項目	「土木工事施工管理基準」による	事前審査	認定書の提出
							プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧	事前審査	プラントの 自主管理 注)
									粒度(75 μ mフルイ)	舗装調査・試験法便覧		
									アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧		
									温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による		
									配合試験	「島根県公共工事共通仕様書」による	事前審査	認定書の提出
									基準密度の決定			
							注)関係資料の提出の必要はない。ただし、監督職員が必要(品質に疑問が生じた場合等)と判断した場合は、指示により「プラントの自主管理データ」の提出を求めることができるものとする。					
						追-1	プライムコートの散布量は、1. 2L／㎡とする。					
						追-2	タックコートの散布量は、0. 4L／㎡とする。					

【第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項										
3	2	6	3-2-6-17	オーバーレイ工	2	1. 既設表層にわだち等の大きな不陸がある場合は、オーバーレイ工施工前に、レベリング工を実施し平坦性を確保すること。ただし、既設表層のわだち等の不陸が小さく、転圧不足によるわだちの再発生の恐れが少ない場合は、直接オーバーレイ工を施工してもよいものとする。 2. レベリング工を施工しない場合のオーバーレイ工の出来形管理について、下表の項目を共通仕様書施工管理基準による項目に追加する。 <table><tr><th>工種</th><th>測定項目</th><th>規格値</th><th>測定基準</th><th>測定箇所</th></tr><tr><td>オーバーレイ工</td><td>合材使用量</td><td>設計数量以上</td><td>各工区における設計合材量に対し、合材伝票により設計数量以上であることを確認する。</td><td>-</td></tr></table>	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	オーバーレイ工	合材使用量	設計数量以上	各工区における設計合材量に対し、合材伝票により設計数量以上であることを確認する。	-
工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所												
オーバーレイ工	合材使用量	設計数量以上	各工区における設計合材量に対し、合材伝票により設計数量以上であることを確認する。	-												
3	2	14	3-2-14-2	植生工	追加	1. 植生工の生育状況は以下を満足しなければならない。 ①木本群落型 植被率が30～50%であり、木本類が10本/m²以上確認できること。 植被率が50～70%であり、木本類が5本/m²以上確認できること。 ②草地形 のり面から10m離れると、のり面全体が「緑」に見え、植被率が70%以上であること。 2. 工事完成時点で発芽・生育していない場合は、「植生現況報告書」(様式-5)を監督職員に提出し、確認時期について協議のうえ、工事目的物の引渡し後にあらためて生育状況の確認を受けるものとする。 3. 前項の場合において、受注者は植生状況の確認を受ける前に「生育状況確認願」(様式-6)を提出すること。 4. 生育状況の確認の結果、生育不良の場合は、施工の時期、方法について発注者と協議し、受注者の負担において再度施工すること。										
3	2	14	3-2-14-3	吹付工	追加	ラスはJIS G3552 Z-GS2(2mm×50mm×50mm)とする。										
3	2	14	3-2-14-3	吹付工	11	地山に沿って巻き込みでの施工は、下図を参考とすること。  ※巻き込み深さは、吹付厚以上										

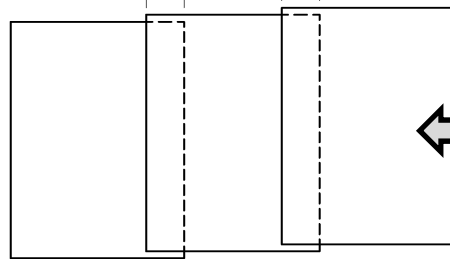
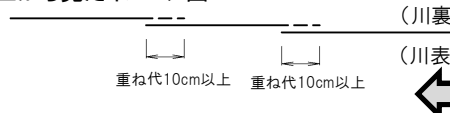
【第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項													
3	2		追加	レベリング工		1. レベリング工を施工する場合は、レベリング工の施工数量について監督職員の承諾を得なければならない。 2. 受注者は、レベリング工に先立って、施工面の有害物を除去しなければならない。 3. レベリング工施工箇所の既設舗装の不良部分の除去などの処理は、設計図書によるものとする。 4. 受注者は、レベリング工の施工にあたり、施工箇所以外の施工面に接する箇所については、施工端部がすりつけの場合はテープ、施工端部がすりつけ以外の場合は、ぬき、こまいなどの木製型枠を使用しなければならない。 5. 受注者は、レベリング工の瀝青材の散布については、タックコート材を施工面に均一に散布しなければならない。なお、施工面端部については、人力により均一に塗布しなければならない。 6. レベリング工の出来形管理について、下表のとおりとする。 <table><tr><th>工種</th><th>測定項目</th><th>規格値</th><th>測定基準</th><th>測定箇所</th></tr><tr><td rowspan="2">レベリング工</td><td>幅 w 延長 L</td><td>△:設計数量以上</td><td>1箇所／1施工箇所</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>合材使用量</td><td>設計数量以上</td><td>各工区におけるレベリング工の設計合材量に対し、レベリング工に該当する合材伝票により設計数量以上であることを確認する。</td></tr></table> △:設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理 合材使用量は、合材伝票と対比できる様、納入日及び納入量について一覧表で整理	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	レベリング工	幅 w 延長 L	△:設計数量以上	1箇所／1施工箇所		合材使用量	設計数量以上	各工区におけるレベリング工の設計合材量に対し、レベリング工に該当する合材伝票により設計数量以上であることを確認する。
工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所															
レベリング工	幅 w 延長 L	△:設計数量以上	1箇所／1施工箇所																
	合材使用量	設計数量以上	各工区におけるレベリング工の設計合材量に対し、レベリング工に該当する合材伝票により設計数量以上であることを確認する。																
3	2		追加	レベリング工		7. レベリング工の出来形写真管理について、下表のとおりとする。 <table><tr><th rowspan="2">工種</th><th colspan="2">写真管理項目</th><th rowspan="2">提出頻度</th></tr><tr><th>撮影項目</th><th>撮影頻度〔時期〕</th></tr><tr><td rowspan="2">レベリング工</td><td>幅 延長</td><td>1施工箇所に1回 〔施工後〕</td><td rowspan="2">代表箇所各1枚</td></tr><tr><td>タックコート</td><td>1施工箇所に1回 〔散布時〕</td></tr></table> 8. レベリング工品質管理について、共通仕様書施工管理基準による。	工種	写真管理項目		提出頻度	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	レベリング工	幅 延長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚	タックコート	1施工箇所に1回 〔散布時〕	
工種	写真管理項目		提出頻度																
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕																	
レベリング工	幅 延長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	代表箇所各1枚																
	タックコート	1施工箇所に1回 〔散布時〕																	

【第4編 港湾・漁港工事共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
4	4		追加	コンクリート構造物 の品質確保につい て		ケーソン、ウェル、セルラーブロック、L型ブロックに使用する生コンクリートについては、設計基準強度 30N/mm ² 以上、最大水セメント比50%を満足するものを使用すること。なお、セメントについては、高炉 セメントB種を使用すること。

【第6編 河川編 第1章 築堤・護岸 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項																																	
6	1	7	6-1-7-2	材料	追加	河川護岸施工に使用する吸出し防止シートについては、「河川護岸吸出し防止シート評価書」(国土交通大臣許可)を有している製品のうち、下記の規格を満足しているシートとする。 なお、評価書を有していない製品についても、別に「公的試験機関による技術証明書」を有し、下記の基準を満足したシートについては使用できるものとする。 さらに、島根県グリーン調達推進方針に基づき、再生材料を用いた吸出防止材を基本とする。ポリエステル繊維を使用した製品については、再生ポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されているものとする。 <table><tr><th>項目</th><th>基準</th><th>備考</th></tr><tr><td>1) 開孔径(ジオテキスタイル95%開孔径)</td><td>0.2mm以下</td><td></td></tr><tr><td>2) 透水性(ジオテキスタイル透水性)</td><td>0.01(L/S)以上</td><td>JIS L3204準拠</td></tr><tr><td>3) 厚さ</td><td>9.8mm以上</td><td></td></tr><tr><td>4) 引張強度</td><td>10kN/m以上</td><td>縦・横方向共</td></tr><tr><td>5) 化学的安定性(強度保持率)</td><td>70%以上 130%以下</td><td>JIS K7114準拠 (ph5～9)</td></tr><tr><td>6) 耐候性(強度保持率)</td><td>70%以上 130%以下</td><td>JIS A1410準拠 JIS A1415準拠</td></tr><tr><td>7) 密度</td><td>0.12g/cm³以上</td><td>試験方法 JIS L3204</td></tr><tr><td>8) 圧縮率</td><td>12%以下</td><td>試験方法 JIS L3204</td></tr><tr><td>9) 伸び率</td><td>50%以上</td><td>試験方法 JIS L3204</td></tr><tr><td>10) 耐薬品性(不溶分)</td><td>90%以上</td><td>試験方法 JIS L3204</td></tr></table>	項目	基準	備考	1) 開孔径(ジオテキスタイル95%開孔径)	0.2mm以下		2) 透水性(ジオテキスタイル透水性)	0.01(L/S)以上	JIS L3204準拠	3) 厚さ	9.8mm以上		4) 引張強度	10kN/m以上	縦・横方向共	5) 化学的安定性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS K7114準拠 (ph5～9)	6) 耐候性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS A1410準拠 JIS A1415準拠	7) 密度	0.12g/cm ³ 以上	試験方法 JIS L3204	8) 圧縮率	12%以下	試験方法 JIS L3204	9) 伸び率	50%以上	試験方法 JIS L3204	10) 耐薬品性(不溶分)	90%以上	試験方法 JIS L3204
項目	基準	備考																																					
1) 開孔径(ジオテキスタイル95%開孔径)	0.2mm以下																																						
2) 透水性(ジオテキスタイル透水性)	0.01(L/S)以上	JIS L3204準拠																																					
3) 厚さ	9.8mm以上																																						
4) 引張強度	10kN/m以上	縦・横方向共																																					
5) 化学的安定性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS K7114準拠 (ph5～9)																																					
6) 耐候性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS A1410準拠 JIS A1415準拠																																					
7) 密度	0.12g/cm ³ 以上	試験方法 JIS L3204																																					
8) 圧縮率	12%以下	試験方法 JIS L3204																																					
9) 伸び率	50%以上	試験方法 JIS L3204																																					
10) 耐薬品性(不溶分)	90%以上	試験方法 JIS L3204																																					
6	1		追加	吸出し防止材	追-1	河川護岸用吸出し防止シートの施工について、設計図書の規定及び河川災害復旧護岸工法技術指針(案)「平成13年5月」によるものとする。																																	
					追-2	吸出し防止シートの重ね代は10cm以上とし、設計図書に示された場合を除き縫合わせしなくてもよいものとする。重ね合わせは、流水によるめくれを考慮し、河川の上流側のシートを上にする。 【正面図】 河川(川表)から見たイメージ図 重ね代10cm以上 重ね代10cm以上  流れ方向 ※重ね合わせのずれ防止のため、吸出し防止シートは、法面方向に対して縦に敷設すること 【平面図】 真上から見たイメージ図 重ね代10cm以上 重ね代10cm以上  流れ方向																																	

【第6編 河川編 第1章 築堤・護岸 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項																																																					
6	1		追加	吸出し防止材	追-3	吸出し防止シートに関する写真管理については、下表によるものとする。 <table><tr><th rowspan="2">工種</th><th colspan="3">写真管理項目</th></tr><tr><th>撮影項目</th><th>撮影頻度〔時期〕</th><th>提出頻度</th></tr><tr><td>吸出し防止シート</td><td>重ね合わせ寸法</td><td>200m又は1 施工箇所1回〔施工後〕</td><td>代表箇所各1枚</td></tr></table>	工種	写真管理項目			撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	吸出し防止シート	重ね合わせ寸法	200m又は1 施工箇所1回〔施工後〕	代表箇所各1枚																																										
工種	写真管理項目																																																										
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度																																																								
吸出し防止シート	重ね合わせ寸法	200m又は1 施工箇所1回〔施工後〕	代表箇所各1枚																																																								
6	1		追加	連接ブロック護岸		連節ブロック護岸工に設置する吸出し防止材は、小口止部で折り曲げた後、小口止と連節ブロックを密着させるものとする。やむを得ず小口止と連節ブロックの間に隙間が生じる場合は、吸出防止材を小口止部で折り曲げた後、調整コンクリートを打設するものとする。																																																					
6	1		追加	多段式カゴマット工	追-1	受注者は、多段式かごマット工の施工について、設計図書に規定があるほか、鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)「平成21年4月」及び河川災害復旧護岸工法技術指針(案)「平成13年5月」によるものとする。																																																					
					追-2	1. 線材は以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的機関の証明書又は公的機関の試験結果を事前に監督職員に提示し、確認を受けなければならない。 なお、蓋材に要求される性能(摩擦抵抗)は鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)「平成21年4月」によるものとする。 <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>要求性能</th><th colspan="3">確認方法</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th></th><th>試験方法</th><th>試験条件</th><th>基準値</th></tr><tr><td rowspan="5">綿材に要求される性能</td><td>母材の健全性</td><td>母材が健全であること</td><td>JISH0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td><td>メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影</td><td>母材に傷が付いていないこと</td></tr><tr><td>強度</td><td>洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追従する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること</td><td>引張試験 (JIS G 3547)</td><td>—</td><td>引張強さ 290N/mm²以上</td></tr><tr><td>耐久性</td><td>淡水中での耐用年数30年程度を確保すること</td><td>腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)</td><td>塩素イオン濃度 0 ppm 試験時間 1, 000時間</td><td rowspan="2">メッキ残存量 30g/m²以上</td></tr><tr><td>均質性</td><td>性能を担保する品質の均質性を確保していること</td><td>綿材摩耗試験</td><td>回転数 20, 000回転</td></tr><tr><td colspan="5">鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)「8. 綿材の品質管理」に基づくこと</td></tr><tr><td>環境適合性</td><td>周辺環境に影響を与える有害成分が溶出しないこと</td><td colspan="3">鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)「1. 適用河川」に基づくこと</td></tr><tr><td rowspan="2">材上に記要求性能に加えて能蓋</td><td>摩擦抵抗 (短期性能型)</td><td>作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること</td><td>面的摩擦試験 または 線的摩擦試験</td><td>—</td><td>摩擦係数 0. 9以上</td></tr><tr><td>摩擦抵抗 (長期性能型)</td><td>供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること</td><td>線材摩擦試験後の 線的摩擦試験 または 面材摩擦試験後の 面的摩擦試験</td><td>[線材摩擦試験の場合] 回転数2, 500回転 [面材摩擦試験の場合] 回転数100回転</td><td>摩擦係数 0. 9以上(初期摩擦後)</td></tr></table>	項目		要求性能	確認方法						試験方法	試験条件	基準値	綿材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JISH0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追従する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547)	—	引張強さ 290N/mm ² 以上	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)	塩素イオン濃度 0 ppm 試験時間 1, 000時間	メッキ残存量 30g/m ² 以上	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	綿材摩耗試験	回転数 20, 000回転	鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)「8. 綿材の品質管理」に基づくこと					環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分が溶出しないこと	鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)「1. 適用河川」に基づくこと			材上に記要求性能に加えて能蓋	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	—	摩擦係数 0. 9以上	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩擦試験後の 線的摩擦試験 または 面材摩擦試験後の 面的摩擦試験	[線材摩擦試験の場合] 回転数2, 500回転 [面材摩擦試験の場合] 回転数100回転	摩擦係数 0. 9以上(初期摩擦後)
項目		要求性能	確認方法																																																								
			試験方法	試験条件	基準値																																																						
綿材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JISH0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																																																						
	強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追従する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547)	—	引張強さ 290N/mm ² 以上																																																						
	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)	塩素イオン濃度 0 ppm 試験時間 1, 000時間	メッキ残存量 30g/m ² 以上																																																						
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	綿材摩耗試験	回転数 20, 000回転																																																							
	鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)「8. 綿材の品質管理」に基づくこと																																																										
環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分が溶出しないこと	鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)「1. 適用河川」に基づくこと																																																									
材上に記要求性能に加えて能蓋	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	—	摩擦係数 0. 9以上																																																						
	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩擦試験後の 線的摩擦試験 または 面材摩擦試験後の 面的摩擦試験	[線材摩擦試験の場合] 回転数2, 500回転 [面材摩擦試験の場合] 回転数100回転	摩擦係数 0. 9以上(初期摩擦後)																																																						

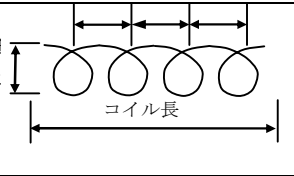
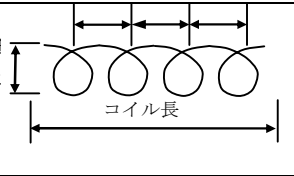
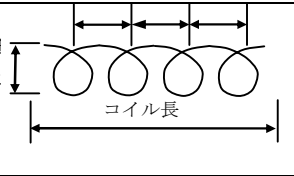
【第6編 河川編 第1章 築堤・護岸 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
6	1		追加	多段式カゴマット工	追-2	注1) 表－1の確認方法に基づく公的試験期間による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)「平成21年4月」「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験(表－2)を行うものとする。 注2) メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)「7. 線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的機関による審査証明を事前に監督員に提示し、確認を受けなければならない。 2. 受注者は、納入された製品について監督職員が指定する表示標(底網、蓋網、側網及び仕切り網毎に網線に使用した線材の製造工場名及び表示番号、製造年月日を記載したもの)を監督職員に提示しなければならない。また、監督職員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を提示しなければならない。また、監督職員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を提示しなければならない。

【第6編 河川編 第1章 築堤・護岸 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項																																																											
6	1		追加	多段式カゴマット工	追-3	1. かごマットの鉄線の品質管理試験における、試験項目及び基準値、試験方法等は表-2に適合するものとする。 表-2 線材の品質管理試験 <table><tr><th></th><th>試験項目</th><th>基準値</th><th>試験方法</th><th>試験の頻度</th></tr><tr><td></td><td>線径</td><td> 3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm </td><td>JISG3547 準拠</td><td>5巻線※1 に1回</td></tr><tr><td rowspan="5">工 場</td><td>引張強さ</td><td>290N/mm²以上</td><td>JISG3547 準拠</td><td>5巻線に1回</td></tr><tr><td>ねじり特性</td><td>JISG3547 の 4.3</td><td></td><td></td></tr><tr><td>巻付性</td><td>線径の 1.5 倍の円筒に 6 回以上巻き付け著しい亀裂及びひびく離を生じない</td><td>JISG3547 準拠</td><td>5巻線に1回</td></tr><tr><td>メッキ成分</td><td>※2</td><td>原子吸光分析法 または ICP 発光分析法</td><td>5巻線に1回</td></tr><tr><td>メッキ付着量</td><td>※2</td><td>JISH0401 準拠</td><td>5巻線に1回</td></tr><tr><td rowspan="7">公的試験機関</td><td>線径</td><td> 3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm </td><td>JISG3547 準拠</td><td>200巻線に1回</td></tr><tr><td>引張強さ</td><td>290N/mm²以上</td><td>JISG3547 準拠</td><td>200巻線に1回</td></tr><tr><td>母材の健全性</td><td>母材に傷が付いていないこと</td><td>JISH0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td><td>200巻線に1回</td></tr><tr><td>メッキ成分</td><td>※2</td><td>原子吸光分析法または ICP 発光分析法</td><td>200巻線に1回</td></tr><tr><td>メッキ付着量</td><td>※2</td><td>JISH0401 準拠</td><td>200巻線に1回</td></tr><tr><td rowspan="2">摩擦抵抗 (塗材のみ)</td><td>短期性能型 摩擦係数 0.9 以上</td><td>面的摩擦試験または 線的摩擦試験</td><td>200巻線に1回</td></tr><tr><td>長期性能型 摩擦係数 0.9 以上 (初期摩耗後)</td><td>線材摩耗試験後の線的摩擦試験 または 面材摩耗試験後の面的摩擦試験</td><td>200巻線に1回</td></tr></table> 注1) 巻線とは、工場における製造単位を言い、約 1 t とする。 注2) メッキ成分及び付着量の基準値は、耐久性に関する性能確認試験及び摩擦抵抗に関する性能確認試験に使用した製品のメッキ成分及び付着量を基に決定する。なお、メッキ鉄線以外の線材については、メッキ成分及びメッキ付着量の試験項目を省略できるものとする。 注3) 線径の基準値の () 書きは、30cm 規格、 [] 書きは、50cm 規格 注4) メッキ鉄線以外の鉄線についても、鉄線籠型基準に基づく要求性能を満足することを確認した公的機関による審査証明にて設定された試験項目、基準値、試験方法、試験の頻度により、品質確認試験を行うものとする。		試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度		線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JISG3547 準拠	5巻線※1 に1回	工 場	引張強さ	290N/mm ² 以上	JISG3547 準拠	5巻線に1回	ねじり特性	JISG3547 の 4.3			巻付性	線径の 1.5 倍の円筒に 6 回以上巻き付け著しい亀裂及びひびく離を生じない	JISG3547 準拠	5巻線に1回	メッキ成分	※2	原子吸光分析法 または ICP 発光分析法	5巻線に1回	メッキ付着量	※2	JISH0401 準拠	5巻線に1回	公的試験機関	線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JISG3547 準拠	200巻線に1回	引張強さ	290N/mm ² 以上	JISG3547 準拠	200巻線に1回	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JISH0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回	メッキ成分	※2	原子吸光分析法または ICP 発光分析法	200巻線に1回	メッキ付着量	※2	JISH0401 準拠	200巻線に1回	摩擦抵抗 (塗材のみ)	短期性能型 摩擦係数 0.9 以上	面的摩擦試験または 線的摩擦試験	200巻線に1回	長期性能型 摩擦係数 0.9 以上 (初期摩耗後)	線材摩耗試験後の線的摩擦試験 または 面材摩耗試験後の面的摩擦試験	200巻線に1回
	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度																																																													
	線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JISG3547 準拠	5巻線※1 に1回																																																													
工 場	引張強さ	290N/mm ² 以上	JISG3547 準拠	5巻線に1回																																																													
	ねじり特性	JISG3547 の 4.3																																																															
	巻付性	線径の 1.5 倍の円筒に 6 回以上巻き付け著しい亀裂及びひびく離を生じない	JISG3547 準拠	5巻線に1回																																																													
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法 または ICP 発光分析法	5巻線に1回																																																													
	メッキ付着量	※2	JISH0401 準拠	5巻線に1回																																																													
公的試験機関	線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JISG3547 準拠	200巻線に1回																																																													
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JISG3547 準拠	200巻線に1回																																																													
	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JISH0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回																																																													
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法または ICP 発光分析法	200巻線に1回																																																													
	メッキ付着量	※2	JISH0401 準拠	200巻線に1回																																																													
	摩擦抵抗 (塗材のみ)	短期性能型 摩擦係数 0.9 以上	面的摩擦試験または 線的摩擦試験	200巻線に1回																																																													
		長期性能型 摩擦係数 0.9 以上 (初期摩耗後)	線材摩耗試験後の線的摩擦試験 または 面材摩耗試験後の面的摩擦試験	200巻線に1回																																																													

【第6編 河川編 第1章 築堤・護岸 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項																	
6	1		追加	多段式カゴマット工	追-3	2. 網の結束は、側網、仕切網をあらかじめ工場で底網に結束するものとする。ただし、特殊部でこれにより難しい場合は監督職員の承諾を得るものとする。 3. 網線材の端末は1. 5回以上巻き式によって結束し、線端末は内面に向けるものとする。ただし、網目65mm、径5mmの蓋金網の端部については1. 5回以上巻きとするが、リング方式でも良いものとする。リングの径は極力小さくすること。(9mm以下が望ましい。)また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。 4. 連結の方法は、コイル式とし表－3のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長1／2以上(1本／m)を連結すること。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。 表－3 連結コイル線 <table><tr><th>かご厚</th><th>線径</th><th>コイル径</th><th>連結支点の距離</th><th>コイル長</th><th></th></tr><tr><td>50cm</td><td>5mm以上</td><td>50mm以下</td><td>80mm以下</td><td>50cm以上</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>30cm</td><td>5mm以上</td><td>50mm以下</td><td>80mm以下</td><td>高さ方向30cm その他50cm以上</td></tr></table> 5. 受注者は、かごマットの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないように注意しなければならない。 6. 受注者は、かごマットの中詰用ぐり石については、かごマットの厚さが30cmの場合は5～15cm、かごマットの厚さが50cmの場合は15～20cmの大きさとし、かごマットの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。 7. かごマットの製品について、底網、蓋網、側網及び仕切網毎に、網線に使用した線材のめっき工場名及びめっき線製造年月日を記載した表示標を付けなければならない。 8. 受注者は、生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行う場合があるため、監督職員に協力しなければならない。	かご厚	線径	コイル径	連結支点の距離	コイル長		50cm	5mm以上	50mm以下	80mm以下	50cm以上		30cm	5mm以上	50mm以下	80mm以下	高さ方向30cm その他50cm以上
かご厚	線径	コイル径	連結支点の距離	コイル長																			
50cm	5mm以上	50mm以下	80mm以下	50cm以上																			
30cm	5mm以上	50mm以下	80mm以下	高さ方向30cm その他50cm以上																			
					追-4	護岸下面には、護岸下の土砂の流出及び吸出しを防止するため、設計図書の規定があるほか、吸出し防止シートを設置することを標準とする。 また、高水護岸においては、必要に応じて遮水シートを設置するものとする。																	
					追-5	護岸の端部には、流水によるめくれを防止するため、設計図書に基づき、対策工を施工するものとする。これによりがたい場合は、処理方法に関して監督職員と協議しなければならない。																	

【第6編 河川編 第1章 築堤・護岸 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項										
6	1		追加	多段式カゴマット工	追-6	多段式カゴマットの出来高管理については、下表によるものとする。 <table><tr><th>工種</th><th>測定項目</th><th>規格値</th><th>測定基準</th><th>測定箇所</th></tr><tr><td>多段式カゴ マット工</td><td>高さ h 延長 L1,L2</td><td>・－100 △－200</td><td>施工延長40m(測点間隔25 mの場合は50m)につき1 箇 所、延長40m(又は50m)以 下のものは1 施工箇所につ き2 箇所。</td><td></td></tr></table> ・:出来形管理図表を作成する △:設計図等を使用し設計寸法と比較対照出来るように整理する	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	多段式カゴ マット工	高さ h 延長 L1,L2	・－100 △－200	施工延長40m(測点間隔25 mの場合は50m)につき1 箇 所、延長40m(又は50m)以 下のものは1 施工箇所につ き2 箇所。	
工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所												
多段式カゴ マット工	高さ h 延長 L1,L2	・－100 △－200	施工延長40m(測点間隔25 mの場合は50m)につき1 箇 所、延長40m(又は50m)以 下のものは1 施工箇所につ き2 箇所。													
					追-7	多段式カゴマット工に関する写真管理については、下表によるものとする。 <table><tr><th>工種</th><th>撮影項目</th><th>撮影頻度〔時期〕</th><th>提出頻度</th></tr><tr><td>多段式カゴマット工</td><td>高さ 法長</td><td>200m又は1 施工箇所に1回〔施工後〕</td><td>代表箇所 各1枚</td></tr></table> (参考図:B型)	工種	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	多段式カゴマット工	高さ 法長	200m又は1 施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚		
工種	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度													
多段式カゴマット工	高さ 法長	200m又は1 施工箇所に1回〔施工後〕	代表箇所 各1枚													

【第10編 道路編 第12章 道路修繕 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
10	12	22	10-12-22-4	落橋防止装置工	5	受注者は、出来形管理としてアンカーボルト孔の削孔長を曲がらない定規で全数確認することとし、その規格値は設計値以上とする。
					6	受注者はアンカーボルト定着長の出来形確認として、超音波探傷器を用いて全数測定を行うこととする。なお、測定方法は「超音波パルス反射法によるアンカーボルト長さ測定要領(案)」に基づき超音波探傷器に精通した専門機関が実施するものとし、その規格値は、－20mm及び－1D(アンカー径)のいずれか小さい値とする。
					7	受注者が作成する施工管理資料については、以下の要領で作成するものとし、監督職員からの請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 ①出来形管理図(削孔長、定着長)を全数作成する。 ②使用材料写真(長さ、径、本数)を全数撮影する。 使用材料写真は長さ、径、本数が分かるようにまとめて撮影し、写真枚数を軽減する。 ③出来形管理写真(削孔長、定着長)を全数撮影する。監督職員による段階確認を実施した箇所は、確認状況写真を撮影する。 ④施工状況写真(削孔位置、突出長さ)を全数撮影する(提出頻度は代表箇所1枚)。
					8	受注者は、アンカーボルト挿入時及び定着後において、段階確認を受けなければならない。臨場による場合、アンカーボルト定着長については超音波探傷器により測定することとする。
					9	受注者は、検査職員が当該技術検査を臨場とする場合において、アンカーボルト定着長については超音波探傷器により測定することとする。

(参考) 要領等の掲載ホームページ

・超音波パルス反射法によるアンカーボルト長さ測定要領(案)

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousho/index.data/anchor-bolt.pdf